

「京都新世紀市政改革大綱」に基づく
事務事業の見直し等の具体的取組（案）

平成 1 3 年 2 月

 京 都 市

具体的取組（案）策定の経過

ここにお示しする「京都新世紀市政改革大綱」に基づく事務事業の見直し等の具体的取組（案）は、「一次案」の策定以降、市会や京都市市政改革懇談会をはじめ、市民の皆様ならびに職員から頂戴した御意見等を踏まえながら、全庁挙げて検討を行い「一次案」の追加掲上等を図り、取りまとめたものです。

具体的取組（案）の内容

「一次案」を基本として、上記の検討視点に沿って各項目ごとに更なる具体的取組項目の追加掲上等を図りました。

		一次案	追加項目	削減項目	具体的取組(案)
具体的取組項目数		110	33	1	142
内 訳	事務の簡素効率化，経費節減	17	13	0	30
	市民ニーズや時代の変化に対応した事務事業の廃止，縮小等	18	8	0	26
	民間活力の導入	40	1	0	41
	事業所，施設の運営見直し・統廃合	19	3	0	22
	職員数の適正化	1	0	0	1
	外郭団体の整理統合	3	0	0	3
	公共工事コストの縮減	1	0	0	1
	市税等徴収率の向上	4	0	0	4
	受益者負担等の適正化	7	8	1	14

なお，削減項目につきましては，以下の理由により削減いたしました。

項 目 名	削 減 理 由
受益者負担の適正化 急傾斜地崩壊防止対策	<p>本件について，制度実現に向けた具体的検討を進めてきたが，以下の理由により実現が困難との結論に至った。</p> <p>負担金算定のためには，受益のある土地の面積を正確に把握する必要があるが，当該公簿面積が実態と大きく異なる事例も多く，本市が測量等を実施すれば，徴収額を上回る費用負担が必要となり，費用対効果の点で妥当性がないため。</p>

= 目 次 =

1	基本的な考え方	1
2	事務事業の見直し方法	1
3	主な取組	3
4	主な数値目標	3
5	緊急措置	4
6	今後の策定手順	4
7	全取組内容	5

参考 「京都新世紀市政改革大綱」に基づく平成13年度に向けた
取組状況について
「京都新世紀市政改革大綱(案)」及び「同大綱(案)」に基づく
事務事業見直し等の具体的取組(一次案)についての意見

資料 京都市「市民と行政の役割分担評価」の試行

1 基本的な考え方

「京都新世紀市政改革大綱」の「取組方針」(「大綱」P17)でお示したように、改革期間の前半は、「市民と行政の役割分担」の考え方により、改革効果の高い事務事業の見直し、更には制度の根幹まで遡った施策にまで踏み込んだ事務事業の見直しにも着手し、事務事業の廃止・縮小や職員定数の適正化などに重点を置いて行財政改革を推進することとしています。

とりわけ、事務事業の見直しについては、次のような基本的考え方で行います。

(1) メリハリのある施策・事業の取捨選択

単に経費削減のためのスリム化を図ることを目的とするのではなく、「上質な市民満足度の高い市民サービス」を提供し得る施策体系を構築するために、「市民と行政の役割分担」の考え方にに基づき、メリハリのある施策・事業の取捨選択(スクラップ・アンド・ビルド)を実施していきます。

(2) 社会トータルとしてのサービス水準の維持向上

現在の本市を取り巻く厳しい財政状況から、これまで以上に大幅な経費の削減が必要ですが、「経費削減=サービス低下」となることを極力回避し、限られた財源や人的資源などの行政資源の最有効活用を検討することにより、部分的にサービス量の減少があったとしても社会トータルとしては市民サービス水準の維持向上に努めていきます。

(3) 既存の発想、手法の転換

これまで数次にわたる市政改革の取組により徹底した事務事業の見直しを実施してきたことから、既存の発想、手法では、上記のような見直しを実施することは到底困難です。そこで、大胆かつ改革効果の高い見直しを実施するために、これまでの既定的な考え方(現行の法令や制度・方針のもとでは見直しが困難など)を転換して検討します。

2 事務事業の見直し方法

(1) 3つの検討視点

見直しに当たっては、次の3つの視点で検討を行います。

「関与の妥当性」の検討

「補完性の原理」に基づいて、「行政に求められる役割はどこまでか」と「市民や民間市場が果たし得る役割は何か」との両面の観点から、「行政の守備範囲」を明確にし、市民の自助・共助や民間市場に委ねることが可能なものについては、積極的に移譲することによって、限られた行政資源(人材、財源)を、本市が本来関与すべき分野に、重点的に配分します。

【補完性の原理】

自立した市民を基本に、市民の自助・共助で解決できる問題は市民の自主的・自発的活動で解決し、それが不可能な場合に民間非営利団体(NPO)や企業が行う。それでも困難な場合のみ公助として自治体、国が順に補完・支援を行っていくという考え方。

「実施主体の妥当性」の検討

上記 の検討の結果、行政が供給すべきサービスについては、「最も効率的で確実に、かつ良質な行政サービスを提供する方法は何か」という観点から、「市が直接執行する事務事業」と「民間委託等によって間接的に供給することが可能な公共サービス」とを区分して、本市が直接的に係わる必要性の低い分野、外部委託等により総体として効率性が高まる分野等に関して事業実施に係わる最適主体の検討を行います。

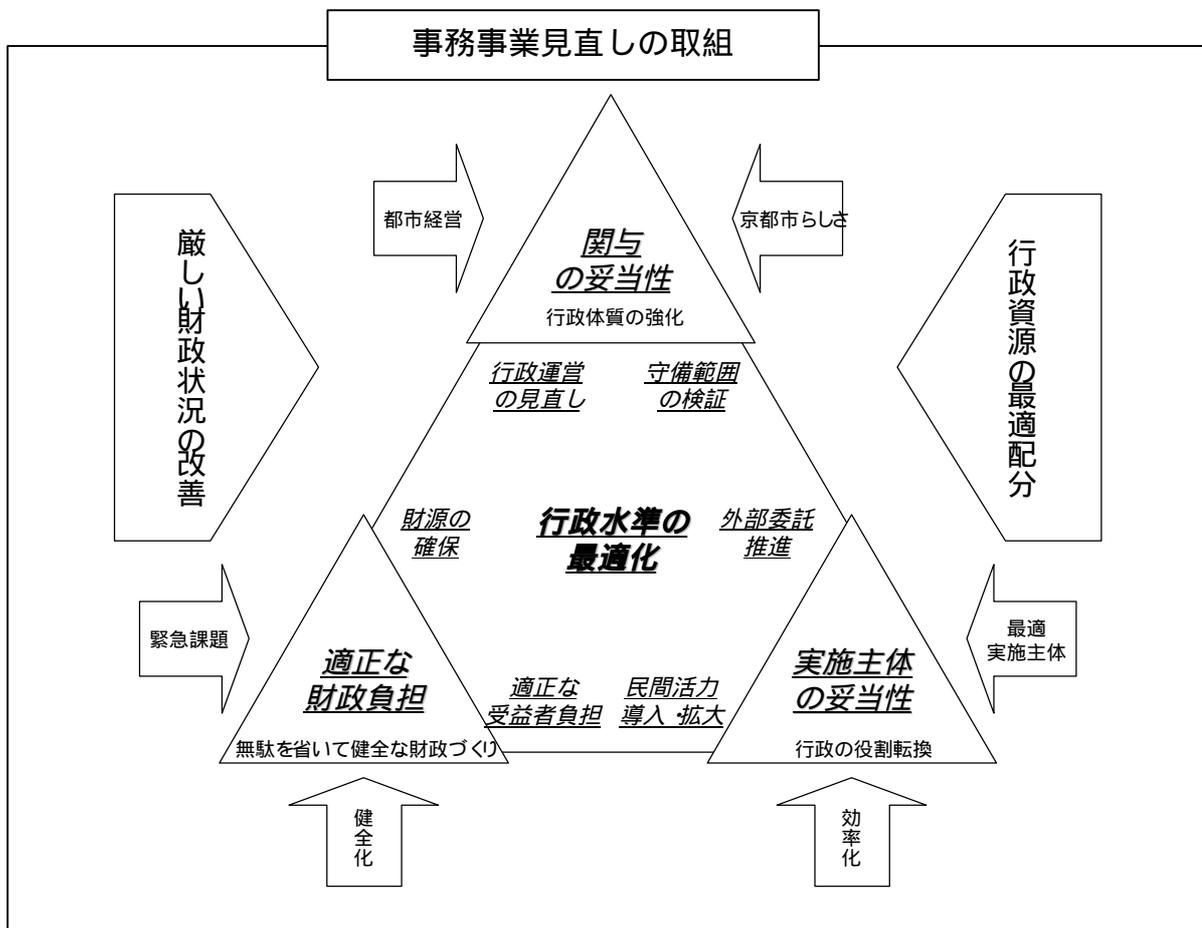
「その他適正な財政負担」の検討

上記 ， の他、「受益者負担の妥当性」の検討とともに、本市の厳しい財政状況等を考慮して、今、実施しなければならない事柄を明確化にして、不要不急の事務事業の廃止、休止、縮小などによる適正な財政負担の見直し等を検討します。

(2) 京都市「市民と行政の役割分担評価」の試行実施

上記の検討視点を加味して、事務事業の見直しの検討をより客観的な基準・物差しで行うために、行政の守備範囲に主眼を置いた「市民と行政の役割分担評価」(巻末資料参照)を今回開発し、主な事務事業について試行を行いました。今後、この手法を更に充実させて、本格導入していきます。

事務事業見直しイメージ図



3 主な取組

- (1) 「市民と行政の役割分担」の観点による見直し
 - 市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業の見直し
 - 健康増進センターの運営の見直し
 - 京都会館の運営委託化
 - 電子計算機構の管理運営の見直し
- (2) 適正な財政負担の見直し
 - 御池通シンボルロードアート空間創生事業の見直し
 - 公営住宅のストックの活用
 - 前納市税報奨金制度の見直し
 - 口座振替引落済通知の廃止
- (3) 行政の内部努力
 - 新・定員適正化計画の策定
 - 制服貸与制度の見直し
 - 市税徴収率の向上
 - 局区長級職員の朝迎え業務の廃止【追加】
 - 旅費制度の見直し【追加】
- (4) 受益者負担の適正化
 - 持込ごみ手数料引き上げ【追加】
 - 公営住宅駐車場有料化

4 主な数値目標

職 員 数	1,000人の削減	(13~17年度)
外 郭 団 体 数	3団体以上の整理統合	(13~17年度)
市税等徴収率の向上			
・市 税	96%台に引き上げ	(15年度)
・国民健康保険料	93.5%に引き上げ	(17年度)
・保 育 料	98%に引き上げ	(17年度)
・公営住宅家賃	97%に引き上げ	(17年度)

5 緊急措置

特別職等について、13年3月分から14年3月分までの13箇月分（期末手当は、13年6月、12月及び14年3月支給分）の給与のカットを行います。

	給料等の種別	カット率
市長	給料 調整手当 期末手当	それぞれ15%
副市長・収入役		それぞれ10%
局長級職員		それぞれ5%

6 今後の策定手順

2月 追加修正を行った「具体的取組（案）」を公表
3月末 取組内容の確定

7 全取組内容（142項目）

「*」が付してある項目名は、「京都新世紀に向けた市政改革行動計画」から継続して取組を進めるもの

（1）事務の簡素効率化，経費節減

1	御池通シンボルロードアート空間創生事業の見直し	19箇所に及ぶ「径庭作品」については、現在のコンセプトをいったん凍結し、見直しを図る。 大交差点作品（烏丸、堀川）については、第2次作品「アイランドレイク（水の浮島）」完成後、財政事情を考慮しながら対応する（14年度以降）
2	* 制服貸与制度の見直し	職員の品位・規律保持等を目的に貸与している制服の着用頻度やその効用等を総合的に勘案し、経費の軽減方法等について検討する。
3	チャレンジエコライフ推進事業（環境家計簿運動の展開）の見直し	10年度から実施している環境家計簿調査研究委託について、調査研究業務の委託を廃止し、データ集計業務のみ委託することにより、当該経費の縮小を図る。
4	APEC環境技術交流促進事業の見直し	APEC環境技術促進事業運営協議会への分担金を削減する。
5	環境保全基金事業の見直し（小学生社会科副読本の統合）	小学生向け環境副読本として、市内全児童に対し、ごみ減量やリサイクル等、ごみ問題についてとりまとめた4年生用副読本及び地球環境をはじめとする環境問題を取りまとめた5年生用副読本を配布している。 今後、本市として、総合的な環境教育に取り組む必要があるため、13年度は、ごみ問題と環境問題を統合した副読本を作成し、14年度から4年生に配布する。
6	公害関係分析機器更新の休止	京都市公害センター設立当時（昭和54年度）に整備した後、修理部品の入手困難な機器や法令により追加された測定項目を分析する機器については、十分とは言えないが補充を行ってきた。 しかし、耐用年数を超えた機器もあり、これらについては、メンテナンスを強力に実施し、性能の維持管理を図ることによって、当分の間更新を休止する。
7	缶・びん・ペットボトル分別収集関連事業	現在、横大路学園と南部資源リサイクルセンターにおいて、選別処理後に発生する不燃性残渣物については、そのほとんどを大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬送し埋立処分をしている。 これまで、本市が施行した公共工事の材料として、一部を使用しており、11年度途中より、溶融助剤として民間業者へ有償で引き取られている。 今後は、使用拡大に向けて取り組み、処分費の節減を図っていく。

8	クリーンセンターにおけるプラント設備の保守管理委託	<p>クリーンセンターのプラント設備については、労働安全衛生法及び電気事業法等に基づく定期検査の実施が義務付けられている。</p> <p>また、ごみを衛生的に処理し、公害防止に万全を期するためには、当該施設を常に最良の状態に維持管理しておく必要がある。</p> <p>このため、クリーンセンターでは毎年プラント設備を一定期間休止し、厳格な定期検査に加えて、劣化部品等の取替え及び維持補修を委託して実施している。</p> <p>一方、西部及び東部クリーンセンターについては、施設の延命を図るための工事を12年度以降実施することとしているが、当該工事工程に工夫を加えることで、保守管理委託による補修等の一部吸収させ、保守管理委託経費の圧縮を図る。</p>
9	消費者まつりの見直し	<p>消費者まつりは、消費者月間のシンボル事業として、消費者団体、事業者、行政が一体となり、市民の参加を得て、消費生活に係る情報提供等を行ってきており、今後もより多くの消費者団体、事業者団体の参加を促し、事業効果を高めていく。</p> <p>但し、販売委託事業については、事業者の主体的な出展参加を促すこととし、段階的に廃止する。</p>
10	大宮交通公園管理運営の見直し	<p>当公園は、児童に交通知識や交通道徳を体得させるために設立された京都府内唯一の交通公園であり、利用者数もほぼ横ばいで推移している。よって、交通公園としての機能を維持する一方で、当公園の管理運営を委託している(財)京都市駐車場公社との連携を図りながら、運営の合理化に努めていく。</p>
11	口座振替引落済通知の廃止	<p>口座振替の方法による収納金の領収時に、金融機関から発送している口座振替引落済通知の廃止または通知方法の変更について、関係局と調整のうえ実施し、本市から金融機関に支払っている公金取扱手数料(通知書の発送に係る実費郵送料分)の経費を節減する。</p>
12	* 教育行政業務の情報化	<p>全庁的な「行政業務情報化事業」の進展に合わせて、教育委員会・学校間にイントラネットを早急に構築し、教育委員会内部の情報化を図ることにより、事務の効率化・省力化・経費節減を進める。</p>
13	* 区域外就学事務の見直し	<p>小中学校における区域外就学については、11年3月に許可基準を具体化・明確化したうえで、学校長への大幅な権限委譲を行い、事務処理の簡素効率化を図った。今後も運用状況を見ながら、必要に応じて、基準の緩和や権限委譲の拡大などを検討していく。</p>
14	学校施設における小修繕契約に係る専決権限の見直し	<p>学校施設の小規模な修繕に係る契約権限を見直し、大幅な権限委譲を図り、契約までの日数や工期を短縮し、事業の即効性を高めるとともに、調査や設計等のコストダウン等を図る。</p>
15	教員用指導書の配布方法の見直し	<p>教員用指導書については、現在、教科書の採択替の年次以外にも、教員の担当学年の変更や人事異動により補充を行っているが、各学校間・各教員間で余剰・不足調整を行うことにより、経費を削減する。</p>
16	京都市就学指導委員会運営の効率化	<p>障害のある児童生徒の適切な教育の場を判定するために教育長の諮問機関として設置している京都市就学指導委員会について、特別の専門性が必要な場合を除いて同委員会が行っている就学相談を各学校で実施することにより、迅速的確な就学指導と事務の効率化を図る。</p>

17	校外活動承認申請書・教材使用申請書等に係る事務の簡素化	小、中学校及び幼稚園における校外活動及び教材使用等に際し、教育委員会への届・申請を必要とする条件の緩和や、「承認」を要しない「届出」を拡大するなど、学校長への権限の委譲、事務の簡素化を検討する。
18	* 例規集データベースのイントラネット上での利用と例規集に係る経費の削減 【追加】	9年10月から例規集データベースを導入している。 13年度からは、職員の事務の効率化等を図るため、当該例規集データベースをイントラネット上で利用することができるようにするとともに、例規集の追録の作成方法等を見直すことにより従前の例規集に係る年間の経費を削減する。
19	本庁舎電話料の削減 【追加】	本庁舎における電話設備について、現行の「ビル電話システム」を変更して、新たに「PBX装置」を導入することにより、未使用時の電話回線を他の回線においても共同使用することが可能になるため、現在契約している回線数を減らすことにより基本料金の削減を図る。
20	留学生国保料助成事務の見直し 【追加】	事務執行方法を見直し、アルバイト雇用の廃止により事務経費を削減する。
21	局区長級職員の朝迎え業務の廃止 【追加】	局区長級職員の朝迎え業務については、その必要性が薄れてきたこと、他の多くの政令市では既に廃止されていること、市民感覚にそぐわない面があること等から13年1月から特別職の職員を除き廃止した。
22	大都市減量化・資源化共同キャンペーン 【追加】	大都市（政令指定都市及び東京都代表区）が、リサイクル推進月間である10月に実施している、ごみの減量化・再資源化の促進に係る共同キャンペーンについて、各都市の負担金を削減する。
23	市民芸術広場の見直し 【追加】	市役所前広場を活用し、誰もが気軽に文化・芸術に親しむ機会を創出し、市民と芸術家、市民相互が交流する場を提供する市民芸術広場の開催回数を見直しを図るとともに、開演時間を延長し、これまで以上に様々なジャンルの芸術を展開する。
24	「京都の美術 昨日・きょう・明日」の休止 【追加】	京都にゆかりの作家をテーマとした展覧会「京都の美術 昨日・きょう・明日」は、特別展などを含めた今後の企画の在り方を検討する必要があるため、当分の間開催を休止する。
25	* フレッシュマン・フェスティバルの移管 【追加】	昭和37年から、中小企業における新入従業員の定着を促進するため、「京都フレッシュマン・フェスティバル」を実行委員会との共催により開催しているが、事業実施以来38年が経過し、この間の社会情勢の変化等により、行政が主催して実施する意義が薄れたため、事業検討委員会の組織変更等を行い事業を移管する。
26	情報ネットワーク活用事業の見直し 【追加】	商業振興課のホームページを活用して実施している中小小売事業者への情報提供事業については、これまで、業務委託により実施していたが、職員がホームページ作成技術を一定習得したことから、13年度以降は、職員が更新を行う。
27	国際事業推進対策（貿易）の見直し 【追加】	京都市内企業の貿易の支援等、経済の国際化を図るための事業を推進してきたところであるが、企業のニーズに対応した効率的な事業の実施や情報収集・発信を行うため、事業の見直しを行う。
28	洛西中央緑地維持管理の見直し 【追加】	洛西中央緑地保全地区内及びその隣接地に点在する本市所有地の維持管理について、その管理内容を見直し、委託経費を削減する。
29	消防吏員等に対する貸与物品の貸与方法等の見直し 【追加】	消防吏員等に貸与している被服等の着用頻度などを勘案し、貸与物品の貸与方法等を見直す。

30	災害時における緊急連絡用携帯電話等の廃止 【追加】	危機管理の推進状況や携帯電話の普及状況などから、災害時の緊急連絡用に配置しているポケットベル及び携帯電話を廃止する。
----	------------------------------	--

(2) 市民ニーズや時代の変化に対応した事務事業の廃止，縮小等

1	ハローダイヤル市政情報案内の廃止	完全土曜閉庁実施(4年11月)に伴い、市民への情報提供サービスの充実を図るために実施したもので、NTTのオペレーターが市の提供した資料に基づき、問い合わせに答えるシステム。週休2日制の定着やインターネットホームページの充実などにより利用状況も低くなってきたため、13年度から廃止する。
2	地方分権フォーラムの廃止	12年4月に地方分権一括法が施行され、円滑に実施されたことに伴い、地方分権フォーラムを廃止する。
3	短期海外派遣研修制度の見直し	短期海外派遣研修について、若手職員等の意欲喚起、及び参加の機会均等化を図るため、14年度以降、現行の局区計画的割当制から完全公募制へ転換する。さらに、派遣に係る経費の一部を自己負担化することにより、自主研修意識の高揚を図る。
4	国際親善交流事業の見直し	日米市長及び商工会議所会頭会議は、日米間の親善と相互理解を増進するとともに、市政、産業、貿易、観光事業等の発展に寄与することを目的として発足されたものであるが、時代の移り変わりとともにその意義は縮小しているため、日本側参加都市間の意見の統一を図りながら、本会議からの脱退を検討する。
5	前納市税報奨金制度の見直し	本制度は、現行の地方税法が施行された昭和25年に納税意欲の向上、税収の早期確保、徴税事務の軽減を図る目的で制定されたが、今日においては、これらの当初目的は概ね達成されたと考えられるほか、特別徴収される給与所得者は対象とならないなど、税の公平性の観点からも問題が認められる。このため、市税条例の改正による本制度の廃止を含めた見直しについて検討する。なお、あわせて口座振替の勧奨等により納期内納付の促進を図るとともに、納税意欲の向上を目指した取組を強化していく。
6	環境管理計画・環境審議会(京都市環境モニター)の廃止	昭和62年から実施している京都市環境モニター制度を13年度から廃止する。 今後は、必要に応じて、市政総合アンケートを活用する。
7	サマーナイトコンサート京都等の吹奏楽関連事業の見直し	明日の文化の担い手となる青少年の相互交流を深める場である「サマーナイトコンサート」をはじめとした吹奏楽関連事業の効率化を図る。
8	公設小売市場管理指導業務の見直し	公設小売市場は、これまで生活必需品の安定供給を図り、市民の消費生活の向上に寄与するモデル的な小売市場としての役割を果たしてきたが、商業環境の変化や消費者ニーズの多様化に伴い、民営化に向けた具体策を検討する。
9	信用保証協会保証料補給金の見直し	京都市の中小企業融資制度の一部において実施している信用保証料の補給について、廃止する。
10	*デザインコンペの見直し	京都デザイン大賞コンペは、昭和37年から新人デザイナーの発掘・育成と市民のデザイン意識の高揚を目的として実施しているが、2000年を機に事業の廃止を含めた見直しを行う。
11	母子通園事業の見直し	11年7月に「京都市児童療育センター」を開所し、療育事業の拡充を図ったことから、若杉学園において実施していた母子通園事業を13年度からの廃止に向けて見直しを行う。

12	市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業の見直し	著しい高齢化の進展に伴い、高齢者が年々増加し、事業費も増大し続けている。一方、民営バスとの選択地域住民からは、乗車証の重複交付を求める声もあるなど、制度的な課題の検討が必要な時期が到来していることから、「第2次京都市高齢者保健福祉計画」に基づき、今後の事業のあり方を検討する。
13	在宅要介護高齢者介護者激励金支給事業の見直し	在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族介護者を慰労するための支援や、徘徊のある痴呆性高齢者の事故防止等を図るなど、国制度も含めた新たな支援策に移行する。
14	*京都市在宅重症心身障害児(者)デイ・ケア事業の廃止	在宅の重症心身障害児施策として、日頃、外に出る機会の少ない障害児が軽作業等の経験をすることにより、その療育の促進と健全な育成を図る目的で、昭和59年度から、京都市心身障害児福祉会館においてデイ・ケア事業を実施してきたが、当該会館の老朽化が進んでいることもあり、施設機能の充実も含め、再整備を検討し、その中で本事業を吸収する形で、知的障害者デイサービスセンター等を整備し、本事業を廃止する。
15	公営住宅のストックの活用	13年度から10年間を計画期間とする公営住宅ストック総合活用計画を策定し、建替事業に加え、トータルリモデル(全面的改善)、高齢者向け改善及びエレベーター設置事業を実施し、既存ストックの有効活用を図る。
16	公営住宅建設に係る施設の長寿命化、環境への配慮等	公営住宅建設事業について、施設の長寿命化、建設廃棄物の適正処理、建設資材のリサイクル、コスト縮減等を視野に入れ、長寿命化設計、内装仕上げや施設整備グレードのあり方、工期短縮等についての検討を行い、具体化する。
17	スポーツ教室の見直し	「21世紀の児童の健全育成を目指した地域と学校における諸活動の振興と連携の在り方懇話会」において、教育委員会所管の「スポーツ教室」、文化市民局所管の「スポーツ少年団」について、所管の一元化や有機的連携等の論議がされており、その答申を踏まえ、見直しの具体案を検討していく。
18	アスニー成人学校の見直し	社会人を対象とした受講料無料のアスニー成人学校について、民間カルチャーセンターと競合する講座内容の見直し、有料事業への移行、ボランティア講師の活用など、事業の効率化を進める。
19	情報表示モニメントによる市政情報発信の廃止 【追加】	四条河原町東南角(阪急百貨店前)に設置している電光表示システムにおいて、環境情報(一酸化炭素濃度、気温、騒音等)や市政情報(各種行事や啓発キャンペーン)を放映しているが、広報効果を考慮し、13年度から市政情報の表示を廃止する。
20	短期国内派遣(まちづくりチャレンジ)研修の見直し 【追加】	8年度から実施している同研修については13年度休止することとし、今後、他都市等における先進事例に関する情報収集と活用方法や過去5年間の実績を踏まえたより一層研修効果の高い制度について検討する。
21	旅費制度の見直し 【追加】	交通網の整備など社会情勢の変化に適応したものとするため、日当を半額とする地域を拡大するなどの見直しを行う。(13年度実施予定)
22	秘密書類リサイクル事業の見直し 【追加】	従来、その性格から再資源化できなかった機密を要する書類について、排出事業所から製紙工場に守秘に配慮しつつ持ち込み、直ちに溶解処理のうえダンボール板紙に再資源化を図る「京都市ごみ減量推進会議」の事業で、現在、その取組を拡大するために事務的経費や啓発経費の補助を行っている。 このうち、事務的な経費の補助については、見直しを行い参加事業所に負担を求めることとする。一方、事業をさらに広めていく見地から、引き続き事業の周知・啓発に懸かる費用の補助を行う。また、本市の機密を要する書類についても、率先して再資源化に取り組んでいく。

23	心身障害児(者)施設職員研修事業の廃止 【追加】	心身障害児(者)施設関係職員等を対象に、施設運営の事務や心身障害児(者)に対する処遇に必要とされる基礎的な知識・技術の習得、及び向上を図ることを目的とした研修を実施してきたが、開始から約20年経過し、全国規模で様々な同様の研修事業が実施されてきており、啓発的な効果も含めた所期の目的を一定達成したことから事業を廃止する。
24	地域訪問看護支援事業の廃止 【追加】	地域訪問看護支援事業については、訪問看護ステーションの組織化及び看護水準のレベルアップを行い、サービスの標準化を図ることにより、在宅看護サービスの提供を促進することを目的に、保健所を中心に各地域ごとに開催しているが、訪問看護ステーションの設置数も増加しており、サービス提供についての当初の目的はほぼ達成されたため、13年度から事業を廃止する。
25	寝たきり老人歯科保健事業の見直し 【追加】	従来、65歳以上の寝たきりの方に対して、訪問による歯科健診及び歯科診療を行ってきたが、診療報酬点数の改定などの社会情勢に伴い、歯科健診のみとする「在宅要介護者歯科保健事業」に見直すとともに、対象を通院困難な18歳以上の在宅要介護者へ拡大を図る。
26	きょうと英語フロンティア・キッズの見直し 【追加】	当該事業においては、小学生に対して「生きた英語」に慣れ親しむ機会を設けるため、市内に居住されている主に英語圏の外国人の方に講師をお願いしているが、各学校単位で講師を探している関係上、講師を見つけるのが困難な学校がある。より多くの小学生に「生きた英語」を体験させるために、12年度から新たに実施した「外国青年招致事業」による小学校を巡回する外国語教育指導助手(ALT)を講師として活用することにより、取組の充実と経費節減を図る。

(3) 民間活力の導入

1	電子計算機構の管理運営の見直し	12年度から大型汎用電子計算機オペレーション委託を実施するが、今後さらに、業務システムの開発・保守において、企画・調整、開発作業管理、品質評価等のシステム開発における基幹機能を除く開発・保守業務(システム分析、基本設計・詳細設計、プログラム作成等)についての民間委託化を進める。 また、汎用機についてはこれまで賃借契約による自己調達を行ってきたところであるが、本市における今後の情報化計画を踏まえながら、汎用機の調達方法及びシステム構成のあり方について検討を行う。
2	デジタルアーカイブ推進事業	デジタルアーカイブ事業については、基本的には民間主体で推進し産業を活性化させて行く事業であるが、同事業の立ち上げ時及び同事業が軌道に乗り、着実に民間主体で推進されるまでの間は、行政が積極的に関わる必要がある。よって事業が軌道に乗った後には、円滑に民間主体の取組へと移行させる。
3	* 電話交換業務の見直し	嘱託化を含めた民間委託化の導入、又はダイヤルイン化について全市的な検討を進め、市民サービスを低下させずに効率的な業務の推進に努めていく。
4	* 輸送業務及び車両管理業務の見直し	体制の見直しを一層進めていく中で効率的な業務の推進に努めていく。
5	* 本庁舎管理警備業務の見直し	嘱託化を含めた民間委託化の導入検討及び業務執行体制について見直しを進め、効率的な業務の推進に努めていく。
6	* 作業員業務の見直し	嘱託化等の導入について検討を行い、効率的な業務推進に努めていく。

7	職員研修の外部委託化の推進	地方分権時代に対応した効率的、効果的な研修とするため、研修の講師等を外部専門機関等に積極的に委託していくとともに、職員研修所の組織体制の見直しを行っていく。
8	ごみ減量推進員制度の見直し	自主的なリサイクル活動を推進する地域のリーダーを養成する制度であるが、学区ごとの状況に応じた取組を進める地域ごみ減量推進会議の設立の増加により、各地域での取組が広まりつつあり、ごみ減量推進員制度の役割を終えつつある。 しかし、地域ごみ減量推進会議の設立がされていない行政区もあり、ばらつきが生じているため、各行政区において半数程度設立されるまでは制度を継続する必要があるため、17年度を目途に地域ごみ減量推進会議の事業として見直し、廃止する。
9	フロンガス回収事業の見直し	持ち込みごみとしてクリーンセンターへ持ち込まれる冷蔵庫を対象に、8年10月から袋による回収を実施している。 一方、13年4月から「家電リサイクル法」が施行されることに伴い、家電メーカー側に回収義務が生じることとなる。 よって、法の趣旨に従い、13年度からは、不法投棄処理分に限り、事業を継続することとする。
10	* 一時多量ごみ収集、死獣、胞衣・産汚物収集	引越し等で一時的にまとまって排出されるごみや犬・猫の死体、胞衣・産汚物については、市民からの申し込みにより有料で収集を行っており、収集に当たっては、環境美化センターの人員・機材によって実施している。 一方、大型ごみについても、9年10月に有料化したことから、同じく有料で収集している一時多量ごみ等について、大型ごみとの整合性を図っていく。
11	* 街頭ごみ容器収集の外部委託化の推進	本市においては、ごみの散乱を防止するため、「京都市美化推進条例」に基づく美化推進強化区域（42箇所）をはじめとして、市内各地にごみ容器を設置している。このごみ容器からのごみ収集は、現在、環境美化センターの人員・機材により実施しているが、業務の一部について、外部委託する。
12	* 不法投棄対策業務の外部委託化の推進	本市においては、啓発看板の設置や監視パトロール、土地の管理者へのフェンス設置指導等の不法投棄防止対策を行っているが、それでもなお、工場地域や山間部等では依然として不法投棄が見られる。それら不法投棄されたごみについては、現在、環境美化センターの人員・機材や嘱託職員によるクリーンアップチームにより収集を行っているが、業務の一部について整理統合してうえで、外部委託する。
13	* し尿定期収集業務の外部委託化の推進	下水道未整備地域及び未敷設世帯を対象とし、生活環境事務所の人員・機材と一部委託により、し尿収集を行い、同事務所内の前処理施設を経て下水道へ投入している。この収集部門について、今後の退職者数に応じた外部委託を行う。
14	* 公衆便所維持管理業務の見直し	京都市の設置している公衆便所のうち、74箇所については環境局が担当し、生活環境事務所において清掃を行っている。このような維持管理業務について、今後の退職者数に応じた、外部委託を行う。

15	*クリーンセンター運営の順次民間委託化	<p>13年4月より、「全国一クリーンな施設」を目指して建設を進めてきた、東北部クリーンセンター（仮称）が本格稼働することとなる。</p> <p>当該施設は、数々の公害防止機器等を設置しているが、その代表的なものに、焼却の際に発生する粒子状物質（ばいじん）を高温で溶融処理することで無害化を図るための「ばいじん溶融施設」がある。</p> <p>この施設の運転及び保守管理業務を専門的ノウハウを有する民間業者に委託することで、的確かつスムーズな運転を確保することとしている。</p> <p>また、管理業務の一部についても外部委託する。</p>
16	印鑑登録，外国人登録，戸籍，住民基本台帳等に関する事務の見直し	<p>印鑑登録，外国人登録，戸籍，住民基本台帳等に関する事務のうち，証明書の交付業務については，大部分が定型的業務であることから，執行体制の見直し等を図り，市民サービスの向上，効率的な業務の推進に努めていく。</p>
17	*美術館の業務の見直し	<p>サービス水準を確保しながら，効率的な施設の管理・運営を行うため，引き続き労力提供，定型的な業務等について委託，囑託化を図っていく。</p>
18	*京都会館の運営委託化	<p>民間の経営手法や文化事業におけるノウハウを生かすとともに，本市芸術文化施設の一元的な管理運営を行い，施設相互のネットワークの形成を図り，文化施設のさらなる活用，市民文化の振興を図るため，京都会館の管理運営を公共的団体に委託する。</p>
19	円山公園音楽堂の運営委託化	<p>円山公園音楽堂の運営を公共的団体に委託する。</p>
20	*動物園の業務の見直し	<p>サービス水準を確保しながら，効率的な施設の管理・運営を行うため，引き続き労力提供，定型的な業務等について委託，囑託化を図っていく。</p>
21	*元離宮二条城の業務の見直し	<p>サービス水準を確保しながら，効率的な施設の管理・運営を行うため，引き続き労力提供，定型的な業務等について委託，囑託化を図っていく。</p>
22	*西京極総合運動公園，市体育館及び宝が池公園運動施設の管理運営委託化	<p>サービス水準を確保しながら，本市体育施設の一元的な管理運営を行うため，西京極総合運動公園，市体育館及び宝が池公園運動施設の管理運営を公共的団体に委託する。</p>
23	*第一市場運営（管理業務の一部）の見直し	<p>第一市場の管理について，現在，民間活力を適切に活用しているが，今後更に有効に活用し，業務の合理的な推進を図る。</p>
24	*第二市場運営（管理業務の一部）の見直し	<p>第二市場の施設管理の一部について，囑託化を含めた民間委託化を検討する。</p>
25	*生活館の委託化	<p>住民の総合窓口として昭和47年に設置し，生活相談や生活改善指導等を中心とした事業を実施してきたが，昭和59年度から青少年，女性，老人対策事業を地元団体に委託しており，今後，更に相談業務を含む貸館等の生活館運営を地元委託する方向で調整を進める。</p>
26	知的障害者通所更生施設運営	<p>若杉学園の送迎バス運行業務の民間委託化を実施する。</p>
27	*保育所給食調理業務の見直し	<p>保育所の給食調理業務の委託の可否について，専門家，市民等も含めた「今後の公営保育所給食のあり方を考える会」を設置し検討を行った結果，委託化にあたっては，保育の一環としての給食の質の確保や食物アレルギー児，障害児等へのきめ細かな配慮等の面で課題があり，早期の委託化は困難な状況であるが，今後も引き続き見直しの方向等について検討を行う。</p>

28	* 桃陽病院給食調理業務の見直し	桃陽病院の給食調理業務の委託の可否について、院長をトップに医療スタッフも含めた検討委員会を設け、医療面からの給食の位置付けも踏まえて検討を行った結果、基本的には、病院の治療食であるとともに、成長期の子どもたちの発育段階に応じた食事の提供、最近増加しているアトピーや摂食障害患者に対する個人食への対応などを考慮すると、早期の委託化は困難な状況であるが、今後も引き続き見直しの方向等について検討を行う。
29	* 看護助手業務の見直し	看護助手業務の委託・嘱託化の可否については、検討の結果、継続的な医療スタッフとの連携の確保、業務量・業務時間に対応した人材の確保等の課題があり、直ちに委託・嘱託化は困難な面があることから、今後も引き続き検討を行う。
30	* 公営住宅建設に係る工事監理の民間委託方式導入	公営住宅の建設に係る工事監理業務について、発注者である京都市と工事監理業務の受託者との責任分担の明確化や適正な工事監理業務の確保に留意しつつ、可能な範囲で、民間委託方式を導入する。
31	公営住宅の借上方式の導入	現在、直接建設方式により供給している公営住宅について、民間において建設した住宅を借り上げて公営住宅として供給する借上方式を導入する。
32	* 公共建築物の設計及び工事監理業務の委託化の推進	技術的な判断及び技術力の維持・向上に影響のない範囲で、可能な業務について委託化を一層推進する。
33	* 公園管理業務の見直し	11年5月、直営による公園維持管理業務のレベルアップを図るため、各公園管理事務所に美化担当を新設するとともに、同担当の嘱託化に着手したところであり、今後も引き続き嘱託化を進めていく。
34	* 土木事務所の直営業務の見直し	11年4月以降、直営体制の再編、放置自転車対策担当の新設及びその嘱託化並びに市街灯蛍光管交換業務の民間委託化を行い、さらに12年9月には、宿日直業務を見直し、民間委託化を行った。今後も引き続き放置自転車対策担当の嘱託化を進めていく。
35	* 自動車、建設機械整備業務の見直し	建設局が所管する自動車、建設機械の整備業務については、既に車検や大型修理等を委託しているが、更なる民間委託化に順次取り組んでいく。
36	* 嘱託給食調理員配置の推進	経験豊富で技量の高い学校給食調理員について、退職後嘱託として再採用する者を拡大し、人材の有効活用と学校給食の充実を図る。
37	* 嘱託学校管理用務員の配置	経験豊富な学校管理用務員について、退職後嘱託として再採用し、人材の有効活用と学校教育環境の整備を図る。
38	* 学校運動場整備等の民間委託化	市立学校の運動場整備等は整備課技能労務職員による直営班事業として実施してきたが、退職不補充・配置転換などによる人員削減に伴い、順次民間委託化し、13年度以降完全民間委託化し、直営班を廃止する。
39	* 学校営繕センターの民間委託化	学校の教育環境の整備充実を専門的に実施する「学校営繕センター」について、退職・異動等による欠員を不補充とし、順次民間委託（請負工事等）に切り替え、9年度3箇所あった営繕センターを現在1箇所に縮小するとともに、人員縮小を引き続き実施し、15年度以降、完全民間委託化を行う。
40	* 養護学校スクールバスの委託	養護学校のスクールバスについては、直営バス運転手の定年退職に伴う欠員不補充を進め、順次民間委託を実施しており、12年度までに16台中15台を民間委託し、13年度から完全民間委託化する。

41	醍醐和光寮洗濯業務の委託化【追加】	醍醐和光寮の洗濯業務について、外部への委託を行う。
----	-------------------	---------------------------

(4) 事業所、施設の運営見直し・統廃合

1	車両維持修繕（機材センターの廃止）	まち美化機材センターで行う環境局所管車両の車検、修繕については、これまでも外部委託を進めてきたが、13年度からその機能を廃止し、組織の改正を行う。
2	百井青少年村	12年度にホール棟を建設し整備することにより、利用者増を図る。
3	青年の家、青少年活動センターの再編	青年の家（7箇所）と青少年活動センター（1箇所）について、青少年施設のあり方を総合的に見直していく中で、その再編とネットワーク化を図っていく。 なお、青少年活動センターの施設は12年度中に廃止するが、その機能や活動については、各青年の家へ移管・誘導を図っていく。
4	宇多野ユース・ホステル	昭和34年度に設置した「宇多野ユース・ホステル」について、老朽化による建替計画に係る事業手法や諸条件の整理を行う中で、効率的な運用方法について検討する。
5	* 中央卸売市場第一市場の運営見直し	京の食文化の発展と市場の活性化の推進に寄与する京都市中央卸売市場協会を主軸に、各種団体が現在負担している年間経費の節減や近代的な組織整備、市場管理運営の効率化等について検討し、施設の効率的な活用を図る。
6	中小企業指導所	中小企業の育成・発展を図るため、新たな中小企業支援法に基づく民間活力を積極的に活用した支援を踏まえ、中小企業指導所業務を見直し、中小企業者の利便性を一層高める。
7	* 市営葬儀事務所の見直し	市営葬儀事務所は、虚礼と因習をなくし、市民生活の改善を図ることを目的とした新生活運動の一環として昭和25年に発足したものであり、これまでに多くの市民に利用されてきたが、事業開始から半世紀を経た今日では、時代の変遷に伴い、利用件数がかなり減少してきている。 こうした利用状況に対応し、これまで体制の縮小等に努めてきたが、今回、時代の流れ、変化を踏まえ、公営葬儀事業の役割、必要性等も含めて事業そのもののあり方を見直す。
8	* 子供と婦人の家の廃止	子どもと婦人の福祉の増進を図り、地域の子どもや婦人の文化活動及びいこいの場として「子供と婦人の家」を設置しているが、事業内容が児童館事業の一つである「母親クラブ・幼児クラブ活動事業」と類似しているため、児童館事業に吸収し、当該事業を廃止する。 具体的には「京都市浄土寺児童館」の整備により「左京子供と婦人の家」を14年度に廃止する。
9	市営保育所の運営の見直し	地域の保育ニーズ等に対応するとともに、乳児・幼児の一貫した保育を実施していくため、乳児保育所と幼児保育所の統合を検討する。
10	衛生公害研究所と府保健環境研究所の共同化（役割分担の適正化）	保健衛生や環境等に関する各種の専門的な検査、調査、及び分析等を行う府及び市の研究所で共通する業務の共同化、設備機器の共同利用や検査業務の一部委託などについて検討を行い、府市協調のもとに施設の整備を進める。

11	健康増進センターの運営の見直し	健康増進センター（ヘルスピア21）は、市民の健康づくりの拠点施設として、市民のニーズに対応した各種の健康づくり事業を展開しており、年々利用者も増加しているが、経営的には厳しい状況にあり、事業の拡充実施、夏期の無休運営等による増収の確保や人材派遣等による人件費の圧縮等の取組を進めてきたが、部門別利用状況の向上、人件費比率の縮小など、コスト的に改善を要する課題を有していることから、今後、独立採算性への移行に向けて経営全般について見直しを図っていく。
12	市営駐車場の管理運営の見直し	個々の市営駐車場について、各々の収支状況を見極めながら管理運営の合理化に努めるとともに、特に鴨東駐車場については、施設を改築し利用者増を図るとともに、利用料金制を導入することにより、(財)京都市駐車場公社の自主的な経営努力を促していく。
13	京都市ラクト健康・文化館運営見直し	当施設は、「ラクト山科」のまちづくり全体を検討する中で導入した施設であり、施設本来の設置目的に加えて、地域のイメージアップや周辺商業施設等への集客性向上等の効果が期待される施設である。10年10月の開設以来、利用者数は増加傾向にあり、今後も、設置効果を更に高めていくため、供用時間の延長等を検討する。
14	*ちびっこプールの統廃合等	就学前の幼児を対象に、市内89箇所に設置し、地元が管理運営を行っているちびっこプールについて、利用者の少ない箇所を統廃合するとともに、地元の管理が容易なように開設期間・時間に幅を持たせ、利用の適正化・効率化を図る。
15	市民防災センターの運営効率化	体験研修を通じた防災知識及び防災技術をより多くの市民に身につけていただくため、引き続き入館者を確保するとともに、自主事業による収入を運営費の財源の一部に充当し、より効率的な運営を図る。
16	消防施設等の有効利用	あらゆる災害に迅速かつ的確に対応するため、消防活動を支援する車両を集中管理するとともに、訓練機能や研修機能を備えた施設を統合して、消防活動支援体制の一元化を図る。
17	*学校施設・敷地の高度活用の推進	全庁組織「京都市公共施設高度活用委員会」で検討を進め、学校の余裕教室・敷地を活用した児童館、老人デイサービスセンター等の設置や「学校コミュニティプラザ事業」「学校ふれあいサロン事業」の推進を図るとともに、校舎改築時には全市的なニーズを視野に入れ、他施設との合築・複合化を進める。
18	*都心部小規模校・幼稚園の統合	12年4月までに小学校30校を9校に、幼稚園11園を3園に、中学校2校を1校に統合した。引き続き、都心部小規模校・幼稚園の教育環境を整えるため、アカウントビリティを徹底し、市民参加の下、「地元主導」で統合を推進する。
19	視聴覚ライブラリー運営の一元化（生涯学習センター）	小学校長会が運営する学校教育用視聴覚ライブラリーを、生涯学習総合センターの社会教育用視聴覚ライブラリーに統合し、一元的に運営し、事務の効率化を図る。
20	社会福祉研修センターの廃止【追加】	10年度において、研修機能を洛西ふれあいの里保養センターに統合したところであるが、施設が老朽化する一方で貸館業務等を行う、こどもみらい館が11年度に開設されたことに伴い廃止する。
21	*京都市内職補導センターの廃止【追加】	最近の女性の社会進出に伴う家庭外での就労の増加等により、センターを利用する内職従事者が減少し、内職の従事者で組織する内職会の規模も縮小化しているため、新たに各内職会が行う講習指導に対する助成制度を設けたうえで、センターを廃止する。

22	消防防災情報関連システムの管理運営の見直し 【追加】	消防防災情報関連システムの効率的な管理運営を行うため、消防指令システム及び防災情報システムの保守管理等の一元化を図る。
----	-------------------------------	---

(5) 職員数の適正化

1	新・定員適正化計画の策定	13年度から17年度までの5年間において、全任命権者を対象に、増減差し引き1,000人減(約5.5%)を目標数とし、職員数の適正化と効率的な人員配置に取り組む。
---	--------------	--

(6) 外郭団体の整理統合

1	財団法人京都産業情報センターの出資率の引き下げ	科学技術等に関する内外情報を機能的かつ効率的に創出・提供することにより、中小企業の振興を軸とした地元産業の健全な発展を図り、地域社会の向上に寄与することを目的に本市が設立したが、その後の法整備により京都府が主体となって運営することになったので、本市の出資率の引き下げを検討する。
2	財団法人京都市土地区画整理協会の見直し	同協会は、現在5地区の組合施行の区画整理事業を業務受託し、各組合に適切な指導、助言を行うなど、本市のまちづくりに不可欠な役割を担っているが、将来経営悪化も予想される。 今後、経費削減など運営の見直しに取り組むが、将来の経営健全化の見通しが見えない場合は、廃止又は他団体との統合を検討する。
3	* 京都二条開発株式会社の見直し	11年4月、法律上認められる最小限の体制としたところであるが、今後の方向性は、二条駅前では計画している文化施設整備事業の具体化の中で確定していく。

(7) 公共工事コストの縮減

1	公共工事コストの縮減	政府が12年9月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を基本として、本市としても「京都市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、引き続き公共工事コストの縮減に取り組んでいく。
---	------------	---

(8) 市税等徴収率の向上

1	* 市税	市税徴収率の向上を図るため、「京都市滞納市税特別対策本部」を中心に、滞納整理の早期着手、早期差押えを基本方針として、徹底した実態調査及び財産調査に基づく幅広い財産を対象とした差押えや、差押財産の公売を行う等、積極的な取組を進めていく。 ・11年度徴収率：94.1% ・徴収率目標数値：96%台(15年度)
---	------	--

2	国民健康保険料	徴収率低下の事態を改善するためには、報酬体系の改定などを通じた徴収嘱託員の稼働意欲の向上、滞納世帯の増加と国保法改正（資格証明書交付の義務化等）に伴い危惧される「国保離れ」を防止するため、徴収担当職員の増員によるきめ細やかな滞納者との折衝・滞納処分などを行うとともに、各区・支所において差のある単身者世帯の構成比、徴収率の所得階層別分布、口座振替利用世帯率など各区・支所の実情にあわせた徴収計画を徴収率向上対策本部並びに各区・支所において策定し、実施する。 ・11年度徴収率：91.6% ・徴収率目標数値：93.5%（17年度）
3	保育料	現行の徴収対策の取組に加え、保育園長等の本市嘱託員化など効果的な対策を検討、実施し、保育料の徴収率向上を目指す。 ・11年度徴収率：96.2% ・徴収率目標数値：98%（17年度）
4	公営住宅家賃	11年度決算で94.9%の公営住宅家賃収納率について、5年間で97%まで向上させる。

（9） 受益者負担等の適正化

1	市税の軽減措置の整理合理化	本市独自の措置として講じている市税の課税免除及び減免措置のうち、社会情勢の変化等により税負担の公平性及び中立性の観点から合理的理由を欠くと認められるものについて、整理合理化の検討を進め、廃止、縮小等の見直しを行う。
2	学童クラブ事業における保護者負担の適正化	学童クラブ事業に対するニーズに対応し、引き続き実施箇所の拡充を図るとともに、学校5日制移行に向けて実施時間を延長する。 これに伴い、現在無料で実施している学童クラブ事業の有料化を図る。
3	公営住宅家賃の減免内容の見直し	国による家賃算定基礎額の設定において低所得者層への一定の配慮が既になされていることを踏まえ、特に困窮度の高い世帯を除いて、公営住宅家賃の減免率を縮小するとともに、減免後の最低家賃額についても、負担と給付の均衡がとれた水準に引き上げる。
4	建築確認・検査事務手数料の引き上げ	建築基準法に基づく建築確認申請に係る審査、中間検査及び完了検査の手数料について、民間の指定確認検査機関においても業務を行っていることから、実費算定に基づいて見直しを図る。
5	公営住宅駐車場有料化の推進	現在、一部についてのみ有料化されている公営住宅駐車場について、公平の確保と受益者負担の適正化の観点から、市営住宅条例を改正し、公営住宅の有料付属施設と位置付け、使用料を徴収する。
6	消防職員待機宿舎使用料	災害時の消防職員の迅速な参集体制を確保するため、市内に消防職員待機宿舎を確保しているが、入居職員に対する使用料の減免措置を見直し、使用料収入の増額を図る。
7	一般廃棄物処理業許可手数料 【追加】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理業許可の申請手数料について、人件費及びその他経費の実費算定に基づいて見直しを図る。
8	応急有料ごみ収集手数料 【追加】	引越し等の際に出る応急有料ごみ（一時多量ごみ）の手数料について、収集・運搬・処分に要する費用の上昇の伴い、受益者負担の適正化の観点から見直しを行う。

9	ふん尿処理手数料 【追加】	くみ取り家庭から徴収しているふん尿処理手数料について、収集・運搬・処分に要する費用の上昇に伴い、受益者負担の観点から見直しを行う。
10	大型ごみ処理手数料 【追加】	大型ごみ処理手数料について、受益者負担の観点から、粗大性、処理困難性により別途対応が必要なものについては、現在の料金ランクの1ランク上となるよう見直しを行う。
11	持込ごみ処理手数料 【追加】	本市施設へ搬入される廃棄物（ごみ）処理手数料について、近年のダイオキシン類対策や埋立処分地の整備等に要した費用を含む適正な原価に基づいて算出し、排出者責任の観点を踏まえるとともに、減量化・再資源化に経済的インセンティブが働く体系を構築する。
12	移動便所貸付 【追加】	移動便所の貸付料について、運搬・設置・清掃等に要する費用の上昇に伴い、受益者負担の適正化の観点から見直しを行う。
13	家電リサイクル法施行に伴う対象機器の収集運搬手数料 【追加】	13年度に施行される「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づき、対象機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）のリサイクルを促進するため、当該機器の収集運搬に要する費用について、原価に基づき設定する。
14	中央卸売市場第一市場施設使用料の改定 【追加】	市場使用料は、市場の運営を支える根幹的な財源であり、市場利用業者が営業活動の対価として、受益者負担の観点から適正に負担すべき料金である。 大規模整備による大幅な赤字財政の健全化を図るため、激変緩和措置により設定した施設使用料を定期的に見直し、使用料収入の増額を図る。